

散弾銃の弾はごみに出さず適正な処理をお願いします

令和8年7月1日（水）、2日（木）に印西クリーンセンターにて不燃物として収集したごみの中から、散弾銃の弾7発が発見されました。

銃砲の弾は、大変危険ですので、ごみステーションへは絶対に出さないでください。このような行為は、火薬類の不法投棄に該当し、火薬類取締法違反となります。

なお、銃砲の弾は、一般の廃棄物とは異なり、他人に譲渡することや廃棄することも火薬類取締法で規制されており、法律上の手続が必要になります。処分にお困りの場合は、最寄りの警察署あるいは一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会（03-5549-9041）の認定販売店となっている銃砲店にご相談ください。